

博士学位論文審査要旨

申請者：若園雄志郎（早稲田大学教育学研究科博士後期課程単位取得満期退学）
宇都宮大学基盤教育センター特任准教授

論文題目：多文化教育の視座から見た博物館活動の研究
－日本の先住民族アイヌの文化表象に関する課題を中心に－

申請学位：博士（教育学）

審査員：主査 岩崎正吾 早稲田大学教育・総合科学学術院特任教授
副査 矢口徹也 早稲田大学教育・総合科学学術院教授 博士（教育学）
副査 前田耕司 早稲田大学教育・総合科学学術院教授 博士（教育学）
副査 長島啓記 早稲田大学教育・総合科学学術院教授
副査 廣瀬隆人 宇都宮大学教育学部教授

多文化教育の視座から見た博物館活動の研究
－日本の先住民族アイヌの文化表象に関する課題を中心に－

1. 本論文の目的と研究視座

本論文の目的は、先住民族アイヌの文化の継承及び発展を目的とした博物館活動に関して、多文化教育の視座から検討を加え、ますます多文化・多民族化しつつある社会における博物館教育の課題が如何なるものであるのかについて考察するものである。その際、博物館に収集されている資料の解釈や博物館の教育活動を支えている歴史観が「正しい」とされてきたことに対して異議が唱えられてきたこと、また、国際的動向の中で先住民族の文化への権利獲得に関する議論が高まっていることを踏まえて、本論文は、博物館における先住民族の文化維持・発展の権利保障の方法及びその可能性を先住民族アイヌの活動に即して具体的に検討するとともに、先住民族自身の主体性形成への働きかけや博物館での研究の蓄積を生かして先住民族と主流社会との相互の認識を深めるための働きかけを先駆的に行っていくことの必要性を論証しようとするものである。

本論文では多文化教育を、アメリカ合衆国やカナダ、オーストラリアなどにおける文化的多元主義や多文化主義の流れを整理しつつ、C.ベネット、J.バンクス、S.ニエトなどにおける多文化教育の概念を検討して、「人種、民族、性、社会階級、障がい等による偏見、ステレオタイピング、差別を排除し、多様な集団とそれに属する人々のアイデンティティを認め、支配的主流文化への同化を要請しない多様な文化に基盤を置き、即ち、民主主義的文化的多元主義に基づき、教育改革運動を含む、全ての人々の学力向上をめざす一つの教育である」（朝倉征夫）と押さえている。この概念から導き出される博物館活動の方向性を次の5つの視点から分析・考察している。すなわち、1) 地域住民に対する民族・社会階級などの差異にかかわらず平等な学習機会の保障、2) 特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見・差別の展示内容からの排除、3) 異なった民族・文化についての学習と差異の承認、4) 異なった民族・文化集団との交流機会の提供による相互認識と地域活性、5) 民族的アイデンティティの維持と継承の自由、である。

2. 本論文の構成

本論文の目的と研究視座を踏まえて、第1部では、近代及び現代におけるアイヌ民族の位置づけと先住民族の権利について解明している。また、本論文の第2部では、博物館活動の見直しと新しい試み及び地域における博物館を中心とした空間形成の意義について解明している。

本論文を展開するに当たり、論文で用いる「アイヌ」と「和人」の用語に関して、その民族呼称の歴史と使用法を吟味し、主に北海道・東北を中心として居住してきた先住民族を「アイヌ」とし、本州以南に居住してきたいわゆる「日本人」については、引用を除き「和人」を用いている。なお、本論では、アイヌという民族の存在を明確にするため、「北海道アイヌ」「樺太アイヌ」「千島アイヌ」の差異については言及していない。本論文は、全6章構成で、以下の通りである。

序論

- 1 課題設定・研究の視点
- 2 論点
 - 2-1 アイヌ文化の継承と発展をめぐる議論
 - 2-2 先住民族の権利をめぐる議論
 - 2-3 博物館に関する議論
- 3 先行研究
- 4 章立て
- 5 民族呼称について

第1部 近代及び現代におけるアイヌ民族の位置づけと先住民族の権利

第1章 近代国家成立過程におけるアイヌ民族の位置づけ—教育と「展示」を中心に— 序

第1節 近代国家成立過程におけるアイヌ民族への教育にみる同化

- 第1項 開拓使仮学校へのアイヌ民族の強制連行
- 第2項 対雁学校の設立とアイヌ民族の入学
- 第3項 北海道旧土人保護法と旧土人児童教育規程の成立

第2節 近代国家成立過程におけるアイヌ民族の「展示」における劣等視

- 第1項 第5回内国勸業博覧会におけるアイヌ民族
- 第2項 セントルイス万国博覧会におけるアイヌ民族

結

第2章 国際条約における先住民族の権利と自立

序

第1節 国際労働機関における先住民族の位置づけ

- 第1項 ILO 第107号条約における先住民族
- 第2項 コーボウ報告における先住民族
- 第3項 ILO 第169号条約における先住民族

第2節 先住民族の権利に関する国際連合宣言における先住民族の権利

- 第1項 先住民族の権利に関する国際連合宣言の審議と二風谷ダム裁判
- 第2項 先住民族の権利に関する国際連合宣言の規定と博物館

第3節 オーストラリアの博物館における先住民族との協働

- 第1項 行動指針“Previous Possessions, New Obligation”の策定とその評価
- 第2項 改訂版CCORの策定 「自己決定」と「雇用と養成」

結

第2部 博物館活動の見直しと新しい試み、地域における博物館を中心とした空間

第3章 民族に関する博物館活動の見直しと新しい試み

序

第1節 民族に関する博物館活動における新しい試み

- 第1項 民族に関する博物館活動の見直しに至る背景
- 第2項 博物館における新しい試み

第2節 日本国内における事例

第1項 日本国内のアイヌ民族に関する活動のある博物館

第2項 平取町立二風谷アイヌ文化博物館の取り組み

第3項 北海道開拓記念館の取り組み

第3節 オーストラリアの博物館における事例研究

第1項 オーストラリア博物館の取り組みと先住民族との協働

第2項 オーストラリアにおける博物館資料返還の意義

結

第4章 博物館における教育活動としての空間

序

第1節 文化の維持・発展・創造としての観光の視点から見た博物館

第1項 観光における博物館の利用

第2項 観光における民族の文化の創造

第3項 エコミュージアムの概念における観光と既存の博物館の関係

第2節 伝統的生活空間（「イオル」）の再生と白老アイヌ民族博物館

第1項 白老アイヌ民族博物館と観光の関係

第2項 伝統的生活空間（「イオル」）の再生と自立

第3項 白老地域計画と博物館の役割

結

第5章 アイヌ文化振興法と博物館

序

第1節 アイヌ関連の特別展とアイヌ工芸品展の分析

第1項 アイヌ関連特別展の分析

第2項 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構によるアイヌ工芸品展の分析

第2節 アイヌ民族博物館における伝承者育成事業の分析

第1項 伝承者育成事業カリキュラム案による研修内容

第2項 研修内容の再分類

結

第6章 博物館における多文化教育の課題

序

第1節 博物館における「政治性」と「専門性」

第2節 アイヌ民族に対するイメージと博物館の関係

第3節 博物館における多文化教育へ向けての課題

結

結論

資料1 アイヌ関連特別展一覧（1990年から2011年まで）

資料2 伝承者（担い手）育成事業授業一覧（第1期）

研究業績一覧

注

3. 本論文の各章の概要

第1部では、教育と教育形態の1つである「展示」を中心とした近代国家成立過程におけるアイヌ民族の位置づけと、国際条約における先住民族の権利について考察している。具体的には、既述の多文化教育の視座として、1) 地域住民に対する民族・社会階級などの差異にかかわらず平等な学習機会の保障、2) 特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見・差別の展示内容からの排除について、歴史的・

制度的側面から分析している。すなわち、「差異にかかわらない平等な学習機会」の篡奪過程を分析し、「特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見・差別」の構築過程を解明するとともに、それらの排除を目ざした先住民族の権利保障の国際的動向から浮かび上がってくる課題について考察している。

第1章では、日本の近代国家成立以降のアイヌ民族の自立が歴史的に妨げられてきた過程が教育と「展示」の2つの視点から考察されている。

まず、「日本人」へアイヌ民族を統合していく流れの中で、最初の学校における体系的な教育を行った東京の開拓使仮学校附属北海道土人教育所（1972年開設）及び開拓使第三官園における教育について分析している。ここでは開拓使によるアイヌ民族の入学が強制され、「陋醜」な「風俗」を改めさせ日本人へと同化させていくことが目指された。アイヌ民族への視線は、教育を受けたことで「外観實に立派なる風貌」になったとされたが、それはあくまでも外見上のことであった。次に北海道における最初のアイヌ民族学校である対雁学校（1877年開設）について分析している。これは樺太アイヌを強制移住させた場所に設置された教育所であった。論文では、アイヌ民族が「まつろわぬ者」及び飴と鞭により「誘導」する対象として見られていたことが明らかにされている。次に、アイヌ民族の教育に大きな影響を及ぼした1899年の旧土人保護法（旧土法）と1901年の旧土人児童教育規程について分析している。教育史分野の先行研究に依拠しつつ、アイヌ民族に対する教育の本質が、彼／彼女らの個性や文化を全面的に否定し、日本語だけの教育を行い、徹底的な同化・皇民化教育を行ったことが確認されている。こうした確認を踏まえつつ、アイヌ民族は和人にとって北海道開拓を進める上では排除すべき存在であり、民族としての自覚や自立を失わせ、文化や言語の上で形式的に和人に同化させていくことを目指した一方で、「旧土人」という枠組みに押し込み続けてきたのだと分析している。

他方で、一般へ向けた教育形態の一つである「展示」において、アイヌ民族の存在がどのように示されていたかを、1903年の第5回内国勸業博覧会における「学術人類館」の分析と1904年のセントルイス万国博覧会の分析により明らかにしている。前者は人間自体を展示対象としたものであるが、「学術」の名の下に「余興」として「研究対象」を見世物とした展示であった。当時も人間を見世物にすることへの批判は存在していたが、しかし、それは他の民族を「アイヌ視」することへの批判であった。ここでの視線は、「アイヌ視」することが「侮辱」であるとするもの、しかし「アイヌでありながら教育について語るアイヌ」を評価するという眼差しであった。海外において初めてアイヌ民族自身による「展示」が行われたのはセントルイス万国博覧会であった。この展覧会では、工業の発展が国家や民族に優れた影響を与えていることを示そうとするために、アイヌ民族をはじめ30以上の「未開」の民族が選定され、集められた。しかし、民族の優劣を近代化の程度によって明らかにしようとした結果、近代化から取り残されている民族が「劣等」であるとするイメージを固定化させる役割を果たしたと結論づけている。

以上の分析と考察を通して、第1章では、アイヌ民族は和人への同化を求められたが、和人は「劣ったもの・下位のもの」であるアイヌ民族への「同一視」を受け入れなかったこと、こうした位置づけと視線の延長上に現代の多くの博物館における変化のない固定化された民族イメージの端緒があるとしている。つまり「展示する側」（征服者）と「展示される側」（被征服者）の対比と区別の下で、「先進的な主流社会」が「伝統的な生活をしている民族」を表象している構図が形成されており、多くの博物館に求められている課題は、①固定化された「イメージ」「視線」「眼差し」や「対比と区別の構図」の「無意識的継承」を如何に脱却していくかということである。そのためには、多文化教育の視座として提示した、ステレオタイプや偏見・差別の排除、展示内容の自省・見直し及び民族文化に関する平等な学習機会の保障が求められるとしている。

第2章では、先住民族の持つ権利について国連における議論や国際法などを整理しつつ、特に教育と文化への権利について分析し、博物館活動の指針となるべき課題について考察している。その理由は、日本ではアイヌ民族が先住民族とされてから（2008年）日が浅いため、1950年代から議論されてきた先

住民族に関する国際的な定義や文化に対する権利を押さえる必要があるからである。

国際労働機関（ILO）における議論では、まず 1957 年の ILO 第 107 号条約の採択に至る議論とその内容について分析している。当条約は先住民族に目を向け、その土地権を認めるなど、一部評価はできるが、先住民族社会を主流社会に「引き上げる」ことを目的とする同化主義的かつ社会進化論的認識が支配していた。これに対して国連差別防止・少数者保護小委員会にコーボウ（Cobo, Jose Martinez）により提出された「先住民に対する差別問題の研究報告書」（1981 年～1983 年）及び ILO 第 169 号条約（1989 年）では、「先住民族」を現在統治している国家が支配を及ぼす以前から、その地域においてエスニックな実体をなし、「被支配者となっていた民族」と規定し、先住民族が可能な限りの決定権を有すべきことが指摘されている。また、教育については「主流民族」との「同等の立場」が強調されており、アフーマティブ・アクションなどの措置を講ずることが求められている。識字教育についても先住民族自身の言語を用いることが第一とされ、同時に主流社会に対する相互認識を深めるための教育について、その必要性が指摘されている。しかし、問題は第一に、これら施策について先住民族の「合意」ではなく、先住民族との「協議」とされたこと、第二に、先住民族の表記をめぐって「民族」（peoples）とするか「住民」（populations）とするかで意見が分かれ、"indigenous and tribal peoples" とする表現が用いられたことであった。前者の場合、形式的協議だけで開発が進められる恐れがあり、後者の場合、「民族」としての位置づけは分離独立の助長につながるとする国家側の懸念と、逆に単なる「住民」としての位置づけは、自らのアイデンティティの否定であるとする先住民族側の意見の対立が残された。

次に、1997 年の「二風谷ダム裁判判決」の意義と 2007 年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下、権利宣言）における先住民族の権利について考察している。「二風谷ダム裁判判決」は、アイヌの先住性について、国際人権 B 規約に依拠して、アイヌ民族の特別な「文化享有権」と「先住性」を認めた画期的な判決であった。また、権利宣言は、ILO 第 107 号条約に見られたような社会進化論的同化主義を強く否定し、特に第 11 条から第 15 条で先住民族の「文化の維持、保護、発展の権利」、遺骨や祭礼具などの「資料の返還義務」等が言及されている。

次に、以上の国連における議論や国際法等の流れを背景として出された、博物館活動の先進的事例としてオーストラリア博物館協会が策定した 1993 年と 2005 年の行動指針について詳細な比較分析を行っている。1993 年の行動指針（PPNO : Previous Possessions, New Obligation）は、先住民族の伝統や遺産への自己決定、管理とコレクションへの先住民族の不可避的関与、博物館への先住民族の雇用と養成、博物館の最高方針決定への先住民族の参加などについて指示したものであり、遺骨や祭礼具などの返還について広範な議論を引き起こした。また、2005 年の行動指針（CCOR:Continuous Cultures, Ongoing Responsibilities）では、1993 年指針を前進させた側面として、情報、資料、遺骨及び祭礼具等のアクセスや取り扱いに対する最優先権が指示されたこと、後退した側面として、雇用の義務的表現が努力義務とされたことなどについて分析している。

以上の分析と考察を通して、第 2 章では、博物館活動の課題は、①文化への権利が先住民族にあることを自覚すること、②博物館が先住民族の権利を尊重するためには協働が不可欠であり、協働を通して、先住民族の文化資料の管理に対する彼／彼女ら自身の権利意識も高まり、博物館との関係が強化・改善され、来館者の先住民族に対する認識の高まりも期待できること、③社会の全ての構成員が先住民族の文化とその情報への「寛容、理解及び良好な関係」（権利宣言）を持つように意識的に係わらなければならず、そのためには、相互認識を深めるための多文化教育の視座が必要であること、④日本の博物館では各博物館が独自の活動を行っているが、民族文化への先住民族の権利を基本的人権として捉え、最低従うべき指針の作成を行う必要がある、としている。

第 2 部では、地域における博物館を中心とする空間の創造について、民族を扱う博物館活動の見直しと新しい試み、観光における博物館の教育的意義、博物館におけるアイヌ文化振興法の意義の視点から考察している。これらは博物館における多文化教育の視座で指摘されたもののうち、主に 3) 異なった民族・文化についての学習と差異の承認、4) 異なった民族・文化集団との交流機会の提供による相互認識

と地域活性、5) 民族的アイデンティティの維持と継承の自由に関係している。

第3章では、植民地主義的な博物館からの脱却の過程と現代の博物館における文化表象について、特に先住民族に関する活動を行うための博物館像について考察している。まず、民族に関する博物館活動の見直しと新しい試みに至る背景を、ニューヨーク近代美術館が1984年に開催した「20世紀美術におけるプリミティヴィズム—部族的なるものと現代的なるものとの親和性—」展とカナダ・グレンボウ博物館が1988年に開催した展覧会「精霊は歌う—カナダ先住民族の芸術的伝統—」を事例として取り上げ、分析している。前者の「親和性」に関する議論の中では、部族美術が芸術作品への地位を獲得したのは、「現代的なるものとの親和性」からではなく、「世界を収集しようとする事への近代西洋の絶え間ない欲望と権力」によってもたらされたとする、文化人類学者のJ.クリフォードの批判が展開されている。また、後者においては、スポンサーが先住民族の土地で石油採掘の準備をしていた関係から、ネイティブ・カナディアンからボイコットを受け、先住民族の許可無しの展覧会、計画段階における協議と参加、スポンサーと博物館の関係などについて問題が提起され、共同作業のためのガイドライン「博物館と先住民族の新しいパートナーシップ」が確立されたプロセスが分析されている。これらの事例を通して、民族に関する資料の価値判断は本来の所有者から離れ、研究者や博物館関係者によってその価値が表象されてきたが、西洋的視点からの「部族美術」の評価に対して、博物館が自省的にならざるを得なくなったこと、展示における先住民族との十分な協議の必要性が明らかにされている。

次に、これらの流れを受けた博物館における新しい試みを、「修正主義的展示」、「自省的展示」、「対話や共同作業を志向する展示」及び「自文化の展示」があるとする吉田憲司の4類型論に依拠しつつ、平取町立二風谷アイヌ文化博物館と北海道開拓記念館及びオーストラリア博物館を取り上げ考察するとともに、これまで北海道で開催されてきた特別展やテーマ展の詳細な分析を行っている。北海道にはアイヌ民族の歴史・文化資料を何らかの形で展示ないし収集している博物館等が69館ある中で、平取町立二風谷アイヌ文化博物館は、「アイヌ伝統文化の今日的継承」を理念として、現代工芸に関する展示も積極的に行っている事例である。同博物館では、テーマ展においてはメッセージ性が強調され、地元アイヌの人々が自己自身の文化的伝統を再認識する契機となるものも含まれている。また、アイヌ文化振興クラスター事業は、現在も受け継がれているアイヌ文化を地域住民とともに育てていく活動であり、地域におけるアイヌ文化を博物館とアイヌ民族が協働して社会への問題提起を行っている。これは、吉田の分類における「対話や共同作業を志向する展示」であると位置づけている。また、北海道開拓記念館では、展示改訂(1992年)を経た現在、それまでとは異なり、「開拓」した和人とアイヌ民族の相互認識を深めるための活動が行われている。常設展示を補うためにテーマ展や特別展が開催されているが、これまでの活動を自省的に検討し直し、マジョリティである和人に対するメッセージ性を強く持った活動が行われている。特にテーマ展では展示に対する「誤読」について検証した展示も見られ、博物館は決して無謬でもなく中立でもないことを示した注目すべき展示であると指摘している。しかし、展示への反省、開拓の捉え方、来館者との対話といった新しい取り組みは常設展では行われておらず、課題であると分析している。これは、吉田の分類における「自省的な展示」と共同作業を含まない「対話を志向する展示」の混合型として位置づけられている。オーストラリア博物館の場合は、先住民族による文化遺産の保護・管理の補佐としての活動が重視され、小規模資料館の設置やワークショップの開催、職員養成や研修、教育方法の提示などが行われている。当博物館では、先住民族へ資料の返還によるアイデンティティの回復効果が確認されており、博物館と先住民族による協働の調査・研究の必要性が示唆されている。それは、民族のアイデンティティに関わるだけでなく、民族自身が自らを主体的に検討し、自立への道筋を探るためにも必要なことである指摘している。オーストラリア博物館の事例は、吉田の分類における「対話や共同作業を志向する展示」に「自文化の展示」を加えた事例であるとしている。

以上の分析と考察を通して、第3章で明らかにされた博物館活動の課題は、①先住民族は単なる過去の存在なのではなく、現在も生きて活動している民族という意識を活動のコンセプトとして持ち、地域

や社会に対する問題提起を行うこと、②博物館の無謬性を批判的に検討すること、そして、③民族自身が自文化を語るために必要なスキル獲得の機会を提供すること、である。

第4章では、観光が一般的となった現代において、民族文化を対象とした観光による文化の維持・発展と博物館の役割について、北海道阿寒町（現在は釧路市阿寒町）の「まりも祭り」、博物館としてのエコミュージアム論及び伝統的生活空間（「イオル」）の再生と白老アイヌ民族博物館の3つの事例の分析を通して考察している。観光に関しては、個人的な余暇活動、その経済効果、社会現象及び文化現象として捉える立場について検討し、観光の「商品化」は、経済の文脈に捕らわれて、伝統文化の形骸化を招くとする立場と、発展と新たな創造への契機と捉える立場について考察している。本論文では、発展と新たな創造への契機として、観光を積極的に捉える立場から、文化の流動性と創造性、その真正性をどのように問うべきか、それを誰が判断するかについて問題提起している。その判断は文化の所有者だけでなく、他者との相互の関わりの中で判断することの重要性を指摘している。

北海道阿寒町（現・釧路市阿寒町）の「まりも祭り」は、マリモの保護を目的として、アイヌ民族の伝統的な儀礼の儀式を取り入れた、近年創造された新しい祭りであるが、「まりも祭り」の発生と展開の分析を通して、伝統文化を新たに解釈し、文化の創造に至った肯定的な事例として位置づけている。この事例からは、アイヌ民族の主体性、すなわち、アイヌとしての民族アイデンティティが高められただけでなく、来訪者の側もその地域や民族への多様性への認識が深まり、共同意識が涵養されていく効果が存在しているとしている。これを博物館に引きつけて考察すれば、観光による来訪者と住民や民族を繋ぐ媒介者として博物館は重要な役割を持っており、来館者に対して文化の所有者たる住民・民族が選択した文化をどのように提示していくかという、当該地域の住民・民族自身の検討すべき課題が指摘されている。

観光を主眼の一つとする博物館としてエコミュージアムがある。エコミュージアムは、1971年のICOM（International Council of Museum）の第9回博物館会議で、R.プージャッドが使用した用語で、日本には1974年に鶴田総一郎により紹介されている。エコミュージアムは住民参加を前提とし、生活と環境を調和させた空間であり、来訪者に対しても積極的な働きかけを行うことで、一方通行の文化提示に留まらず、自文化や歴史を見つめ直すことによる相互認識の深化が目指されている。博物館との相違は、「現地保全を原則」とし、住民参加を不可欠の条件としている点である。この意味で、エコミュージアムは、一般的な博物館の弱点をカバーし、文化の所有者が真正であると解釈した文化の姿を提示することにより、固定化されたイメージを変えていく上で、大きな可能性を有していると指摘している。

次に伝統的生活空間（「イオル」）の再生と白老アイヌ民族博物館について検討し、観光施設であるポロトコタン内に設立された白老アイヌ民族博物館の意義について、「白老アイヌ民族の観光の歴史」なくして、先住民族自身による自文化展示を目的とした博物館建設はあり得なかったことを論証し、観光が民族文化の維持・発展に寄与する側面について指摘している。観光と結びついた活動として批判されもしたが、展示方法などの改善により、訪れる人々に対して文化の保存・継承の意義を訴えてきた。また、白老アイヌ民族博物館は、知識・技術などの経験を生かして指導者育成・伝承者育成事業にも取り組んでおり、博物館の教育機能をいっそう拡張している。

以上の分析と考察を通して、第4章で明らかにされた博物館活動の課題は、①観光における博物館の役割は、不特定多数の来館者がその民族文化を認識する契機となるだけでなく、新しく創出された文化への議論を深めること、②従来からの博物館の機能である保存・研究機能を生かし、継続的な記録・調査を通して、観光における民族文化を民族自身に再認識させる契機としなければならないこと、である。

第5章では、1997年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下、アイヌ文化振興法）の博物館活動への影響について検討し、博物館活動の課題がどこにあるのかを解明している。まず、全国で開催されたアイヌ関連の特別展（1990年～2011年、全239件）について詳細に検討し、併せて、アイヌ文化振興法と博物館との関係を見るために、財団法人アイヌ文

化振興・研究推進機構（以下、推進機構）によるアイヌ工芸品展（1998年～2011年：17回開催）の分析を行っている。

アイヌ民族に関する特別展の転換点は、1993年の国際先住民年の開催であった。特に北海道開拓記念館、東京国立博物館、国立民族学博物館では、現代の工芸作家にも焦点を当て、国際先住民年を契機に「現代に生きるアイヌ」を強く知らせようとする特別展が開催されている。これは民族を扱う博物館が、その展示や活動を自省的に見直す世界的な潮流と合致した動きであった。これ以降、推進機構や北海道立アイヌ民族文化研究センターにより、年複数回の特別展が企画されており、アイヌ民族に関する学習の場が徐々に増大している。アイヌ工芸品展は、海外からの資料の展示や工芸作家との協力、北海道外における教育普及活動を定期的に行っており、特別展の意義を高めている。

次に伝統的生活空間の再生事業の一環としての伝承者育成事業（第1期：2008年度～2010年年度、第2期：2011年度～）のうち、その第1期について検討している。これは推進機構が白老アイヌ民族博物館の持つ経験や情報を含めた資源を高く評価し、委託したものである。伝承者育成事業が、一般来場者に対する博物館の教育機能を拡張し、文化の担い手養成にも踏み込んだことは注目すべきである。この研修カリキュラムは、実践面・理論面ともにカバーする内容となっており、「文化を教える」には如何なる方向性を持つべきかについての示唆に富んでいるが、実際には、実践的な側面の充実に対して、理論的側面の知識や教育方法などに不十分な点も見られるとし、理論的な側面を強化するための大学や研究機関との協力の拡がりが必要であると指摘している。

以上の分析と考察を通して、第5章で明らかされた博物館活動の課題は、①「アイヌ文化の振興」と「伝統的生活空間の再生」活動において、「現在」を伝え、受け継ぐ活動の模索が行われており、「現代に生きるアイヌ」の表象を生き生きと提示する必要があること、②海外のアイヌ関係資料の活用やアイヌ民族の現代工芸作家の業績を評価することで、先住民族文化が現代でも継承されていることを示すこと、③伝承者育成事業からは、博物館の教育機能は来訪者に対してだけでなく、文化の担い手養成にも向けられること、④アイヌ文化を伝承してきたアイヌ民族の専門家がきわめて少なく、知識の伝承が地域的・時間的に制約されており、博物館と大学や研究機関との連携の拡大が必要であること、である。

第6章では、第2部のこれまでの考察、特に第3章から提起された課題である、民族の歴史や文化を主流社会の視点のみで提示してきたことを反省し、アイヌ民族に対する「過去」「下位」のものとする差別的なイメージや眼差しから博物館は如何に脱却すべきかについて、博物館の「政治性と専門性」の視点から考察している。また、第3章及び第4章から提起された、国際的な先住民族の権利獲得の流れの中でみられた博物館の自省と活動の見直し、新たな試みの開始に際し、多文化教育の理念を踏まえつつ、主流社会と先住民族との「差異の承認」を如何に促進させるかについて考察している。

まず、博物館の「政治性と専門性」の意義について、再度 S.ニエトなどのこれまでの多文化教育の研究成果に立ち返りつつ、第3章で考察した「自省的な取り組み」と「新しい試み」を行うには、主流社会からの視点の恣意性の流入を博物館が絶えず意識できることが「専門性」なのだと思え、そのような「専門性」に裏付けられた取り組みが必要であるとしている。また、博物館の「政治性」については、これまでの識字教育の議論と実践の検討、アメリカ歴史博物館の W.イエングストや L.バンチの議論及びオーストラリア博物館の L.ケリーらの主張を俎上に載せつつ、「政治性」とは、展示自体に学芸員や展示立案者などの「意図」が反映され、何らかの意味で恣意的にならざるを得ないこと、また、創造された展示自体をコーディネートするのは「学芸員」であり、中立的展示はあり得ないと自覚することだと捉えている。そこで、先住民族との協働や「自文化の展示」が要請されるのだが、「博物館は先住民族自身の自己決定を補佐する管理者」でなければならず、これまでの歴史や文化の展示を無批判に「正しい」とするのではなく、「政治性」を認識し、「専門性」を発揮して、なお「中立」を目指すための努力と問題提起を先住民族と協働で行うことが必要だと指摘している。

次に、主流社会と先住民族との「差異の承認」を如何に進めるか、また、博物館における主流社会と先住民族の「差異の承認」において何が問題なのかについて考察している。多文化・多民族社会にお

る差異の相互承認は不可欠の課題として存在しているが、民族の厳密な固定化は異文化に対する排他的なベクトルとして作用する危険性を有しているとし、民族としてのアイデンティティを維持しつつ、共生を図るためには、多文化教育の理念に依拠した活動が必要になると指摘している。ここで重要なのは、ILO 第 169 号条約等で言及されているアフーマティブ・アクションへの博物館の取り組みであり、かつ「先住民族自身の自己決定を補佐する管理者」としての博物館の立場である。博物館におけるアフーマティブ・アクションは補助金等の支援だけではなく、独自の活動を行う際の優先的な利用の承認、学芸員や司書など専門的職員への優先的な登用などがある。また、社会教育職員の場合と同様に、博物館側には資料の「管理者」であることが求められている。ここでは、博物館のみが文化の語り手（表現者）なのではなく、文化を所有する民族に対する管理者として、博物館の専門的知識を生かした補佐や助言が必要であり、そのことにより、民族の文化への権利を保障し、博物館を媒介として、多文化・多民族が積極的に共存する社会に向けた相互認識への提言を行っていくことができると指摘している。

以上の分析と考察を通して、第 6 章で明らかにされた博物館活動の課題は、①「政治性と専門性」とに依拠した活動を行い、社会への働きかけを行っていくこと、②博物館を媒介として主流社会との対話の場を創造していくことで、「差異の相互承認」を促進すること、③博物館は、文化を所有する民族に対して管理者として、専門的知識に裏付けられた補佐や助言を行うことで、民族の文化への権利を保障する必要があるということ、である。

最後に、本論文の結論部では、第 1 章～第 6 章の分析と考察から抽出された博物館活動の 17 の課題を総括し、再度、多文化教育の視座から総合的な考察を行っている。これらの課題は、(A) 過去の民族・文化表象からの転換に関する課題、(B) 現在の民族・文化表象の伝え方に関する課題、(C) 地域や社会への働きかけに関する課題、(D) アイヌ民族自身への働きかけと問題提起に関する課題、(E) 民族の文化への権利に関する課題、(F) 博物館の新たな教育機能に関する課題に分類される。

(A) 過去の民族・文化表象からの脱却に関する課題は、以下の 2 点である。①固定化された「イメージ」や「対比と区別の構図」の無意識的継承からの脱却、②博物館の無謬性の批判的検討。(B) 現在の民族・文化表象の伝え方に関する課題は、以下の 3 点である。①先住民族は単なる過去の存在なのではなく、現在も生きて活動している民族だという意識を活動のコンセプトとしてもつこと、②「伝統的生活空間の再生」やアイヌ工芸品展などの先進的事例から学ぶことにより、「現代に生きるアイヌ」の表象を生き生きと提示すること、③海外のアイヌ関係資料の活用やアイヌ民族の現代工芸作家の業績から、先住民族文化が現代においても発展していることを示すこと。

(C) 地域や社会への働きかけに関する課題は、以下の 3 点である。①博物館は、相互認識を深めるための多文化教育の視座をもち、社会の構成員が先住民族の文化に対して「寛容、理解及び良好な関係」を築くように意識的に係わる必要があること、②「政治性と専門性」とに依拠した活動を行い、社会への働きかけを行うこと、③博物館を媒介として主流社会との対話の場を創造することにより、「差異の相互承認」を促進すること。(D) アイヌ民族自身への働きかけと問題提起に関する課題は、以下の 2 点である。①民族自身が自文化を語るために必要なスキル獲得の機会を提供すること、②博物館の保存・研究機能を生かし、継続して記録・調査することで、観光における民族文化を民族自身に再認識させる契機としなければならないこと。

(E) 民族の文化への権利に関する課題は、以下の 4 点である。①文化への権利が先住民族にあることを自覚すること、②博物館が先住民族の権利を尊重するためには協働が不可欠であり、協働を通して、先住民族の文化資料の管理に対する彼／彼女ら自身の権利意識も高まり、博物館との関係が改善され、来館者の先住民族への認識の高まりも期待できること、③日本の博物館では各博物館が独自の活動を行っているが、民族文化への先住民族の権利を基本的人権として捉え、最低従うべき指針の作成を行う必要があること、④博物館は、文化を所有する民族に対して管理者として、専門的知識に裏付けられた補佐や助言を行うことで、民族の文化への権利を保障する必要があるということ。

(F) 博物館の新たな教育機能に関する課題は、以下の 3 点である。①観光における博物館の役割は、

不特定多数の来館者に民族文化を認識させる契機となるだけでなく、新しく発展・創出された文化への議論を深めること、②博物館の教育機能は来訪者に対してだけでなく、文化の担い手養成にも向けられること、③アイヌ民族の専門家養成のために、大学や研究機関との連携の拡大が必要であること。

本論文で考察したアイヌ民族の文化表象に関する大きな問題の一つは、アイヌ民族自身が文化を語ることの難しい状況が未だ存在していることである。本論文では、文化を語るための環境醸成が漸進している状況を検討し、「担い手育成事業」にみられるように、断絶しつつある文化を再生し、再び語れるようにするには何が必要なのか、現在でも模索段階にあるとしている。

5. 総評

本論文は、先住民族アイヌの文化の継承及び発展を目的とした博物館活動に関して、多文化教育の視座から検討を加え、ますます多文化・多民族化しつつある社会における博物館教育の課題が如何なるものであるのかについて論証しようとしたものである。本論文の成果として、以下の3点が指摘できる。

第一に博物館に関する専攻研究は多いが、これを多文化教育の視座から分析・考察した研究はきわめて少なく、本格的研究としては本論文が唯一のものであると判断されることである。多文化主義及び多文化教育の研究蓄積を踏まえつつ、博物館活動の課題を具体的に17の課題として抽出したことは高く評価できる。とりわけ、(E)民族の文化への権利に関する課題の③で、アイヌ民族を対象とする日本の博物館における活動指針の作成の必要性をあげているが、本論文はこの指針作成の基礎を提供するものと考えられる。

第二に、社会教育の分野における多文化教育の研究は、識字教育や地域日本語教室及び移民の子どもの教育などに関して一定の蓄積はあるが、アイヌ民族を対象とした研究は少なくかつ不十分であり、しかも「アイヌ」と「和人」との協働に向けた博物館活動の可能性と課題を理論的に提示した研究はまだみあたらない。アイヌ民族の研究には主に文化人類学や考古学の分野からのものが多く、また、教育史の分野では優れた一定の業績が蓄積されつつあるが、社会教育の分野からの研究はきわめて限定的である。これらの点で、本論文は独創的な研究となっている。

第三に、国内外の議論を整理しつつ、先住民族の教育と文化への権利、すなわち、民族文化の維持・発展のために人権の視点から博物館における教育と展示を捉え直したことである。民族に関する問題を政治的な問題とせず、人権として捉えることで、民族文化の継承と発展の権利を踏まえた社会に対する問題提起の必要性を論証し、また、博物館におけるアイヌ文化の伝承者育成事業にみられるような博物館における教育の新たな側面を照射した点でも高く評価される。

ただし、以下の2点が課題として指摘された。

第一に、本論文で検討されている事例は主に北海道の博物館におけるものであり、道外における事例の検討は不十分である。アイヌを展示の対象としている博物館は道外にもあり、その活動の検証が必要である。また、道内であっても地域差が大きく、その地域の実情を踏まえた緻密な検証も求められる。

第二に、本論文では学校教育については明治期のみを考察の対象としており、学校教育と社会教育の双方の視野からの分析が行われていない。現代に至るアイヌ民族に関する学校教育と博物館以外の社会教育の両面からの比較検討を行うことで、博物館活動の特徴と課題がいつそう際立つものになるはずである。博物館における教育では、学習は基本的には個人の自由意志に依存しており、学習の質や捉え方には個人差が大きい。主流社会のアイヌ民族に対する認識を効果的に深めていくには、体系的かつ組織的に行われる学校教育との連携の課題は何かという視野から考察を加えることにより、博物館活動の課題がいつそう明確になると思われる。

これらの課題については申請者自身も十分に意識しており、本論文の成果を踏まえた研究のいつそうの進展に期待するところである。

以上審査員一同、本論文は博士（教育学）を授与するに値するとの結論を得たことをここに報告する。